

社会福祉法人会計基準の 現状について

<目次>

- 1. 社会福祉法人の現状について**
- 2. 社会福祉法人制度改革について**
- 3. 社会福祉法人会計基準の現状について**

1. 社会福祉法人の現状について

2. 社会福祉法人制度改革について

3. 社会福祉法人会計基準の現状について

社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等

・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等

※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、

①自主的な経営基盤の強化

②福祉サービスの質の向上

③事業経営の透明性の確保

を図る必要がある。

3. 運営

○社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受けると一方で、税制優遇措置や補助金の交付を受けている。

※公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者(公益財団法人等)若しくは国庫)、財務諸表等の届出・公表、所轄庁による指導監査 等

※支援措置…社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等

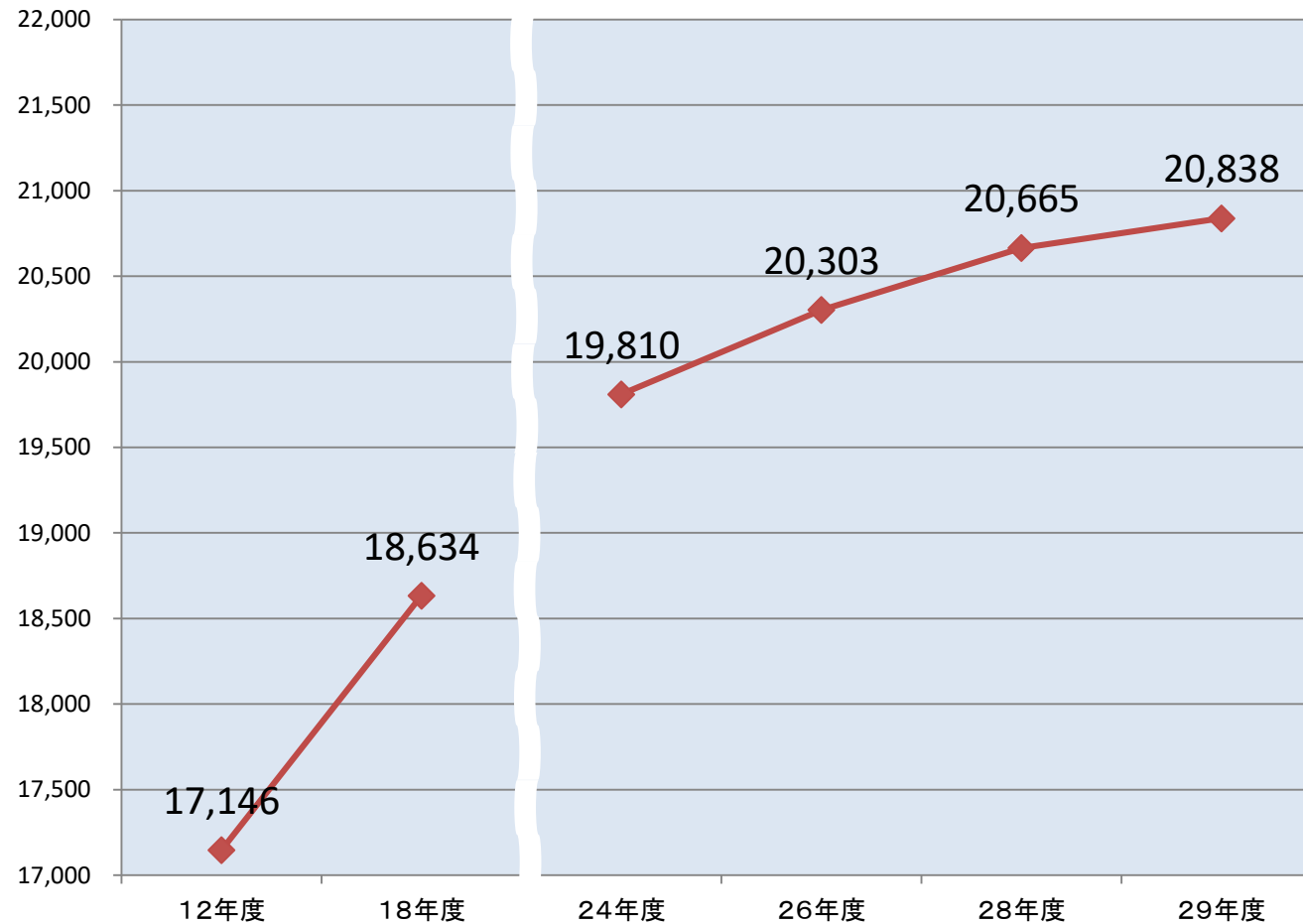
4. その他

○法人の主たる事務所の所在地、法人が行う事業の区域に応じて都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施【20,798法人(平成29年度末時点)】※出典:福祉行政報告例

○法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監査等を実施【40法人(平成29年度末時点)】

社会福祉法人数の推移

○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き年間170件程度のペースで増加している。

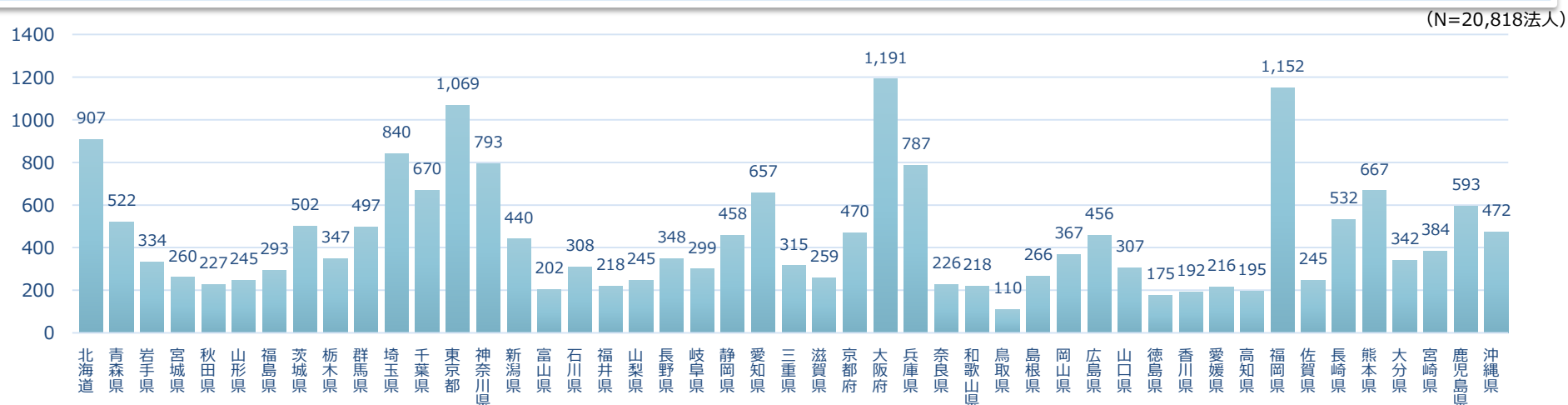


※出典:厚生労働省福祉行政報告例(国所管は福祉基盤課調べ)

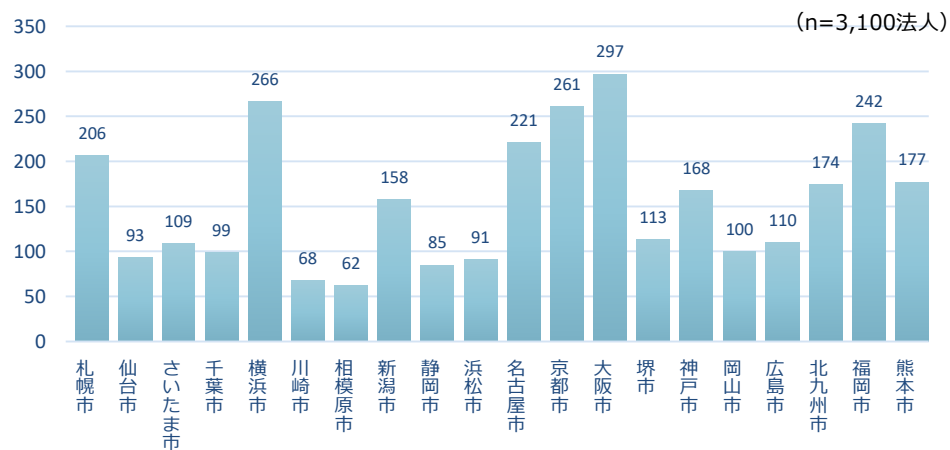
1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

都道府県別法人数



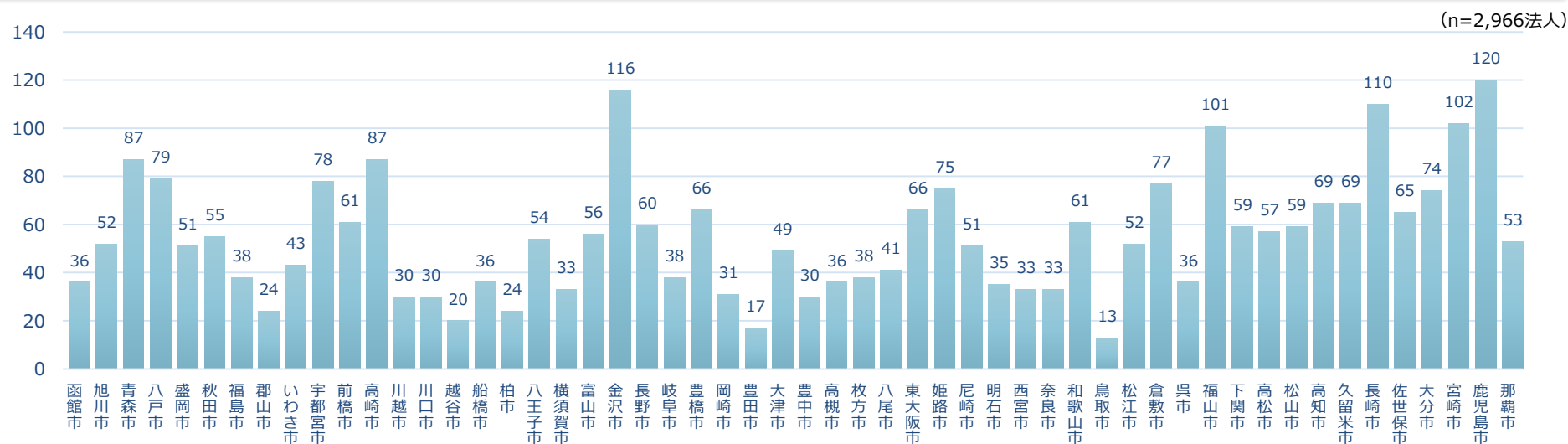
指定都市別法人数（再掲）



- ・ 都道府県別では、大阪府（1,191）が最も多く、次いで、福岡県（1,152）、東京都（1,069）と続いている。
- ・ 指定都市別では、大阪市（297）が最も多く、次いで、横浜市（266）、京都市（261）と続いている。
- ・ 中核市別（次頁参照）では、鹿児島市（120）が最も多く、次いで、金沢市（116）、長崎市（110）と続いている。

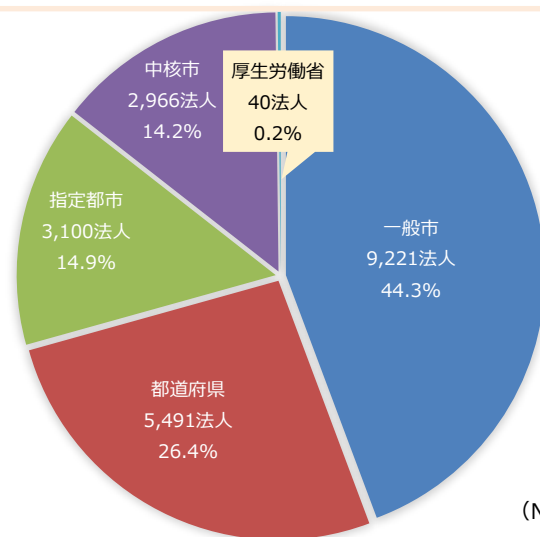
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つづき）

中核市別法人数（再掲）



1-2.所轄庁別法人数

区 分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,491
指定都市	20	3,100
中核市	54	2,966
一般市	739	9,221
厚生労働省	1	40
合 計	861	20,818

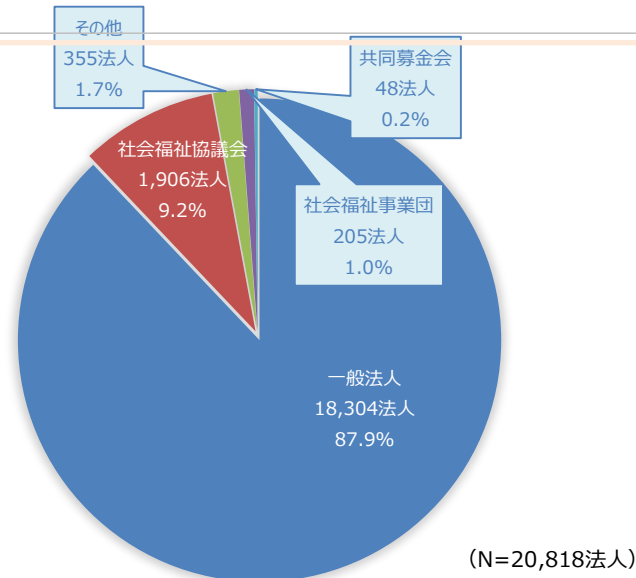


・一般市（44.3%）が最も多く、次いで、都道府県（26.4%）、指定都市（14.9%）、中核市（14.2%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

(N=20,818法人)

1-3.法人種別法人数

区 分	法人数
一般法人	18,304
社会福祉協議会	1,906
社会福祉事業団	205
共同募金会	48
その他	355
合 計	20,818

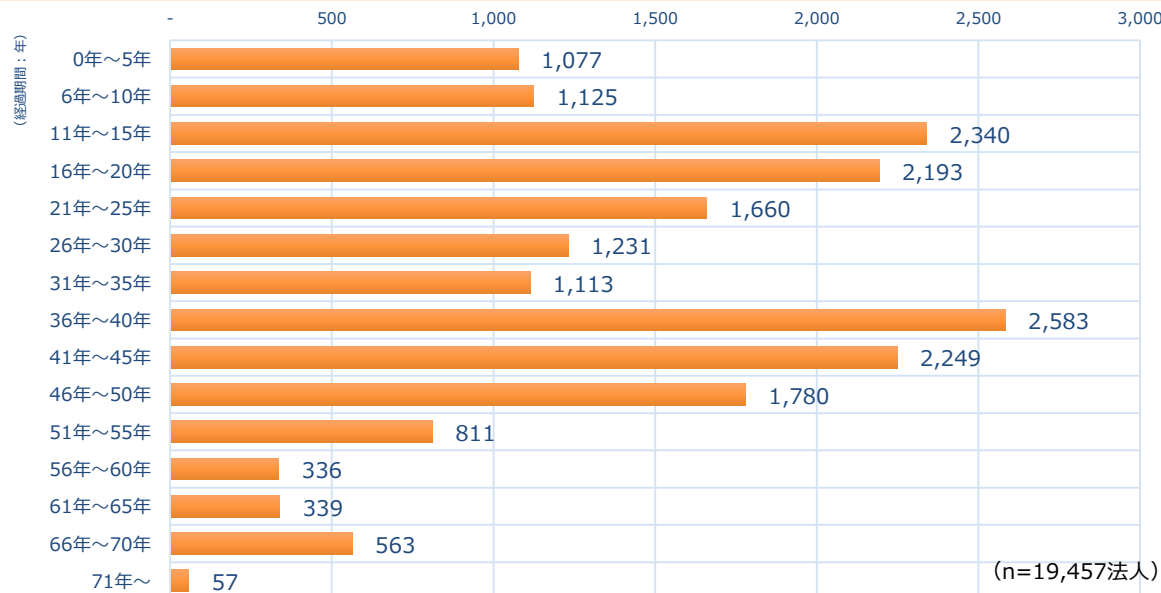


- ・ 一般法人（87.9%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.2%）、その他（1.7%）、社会福祉事業団（1.0%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

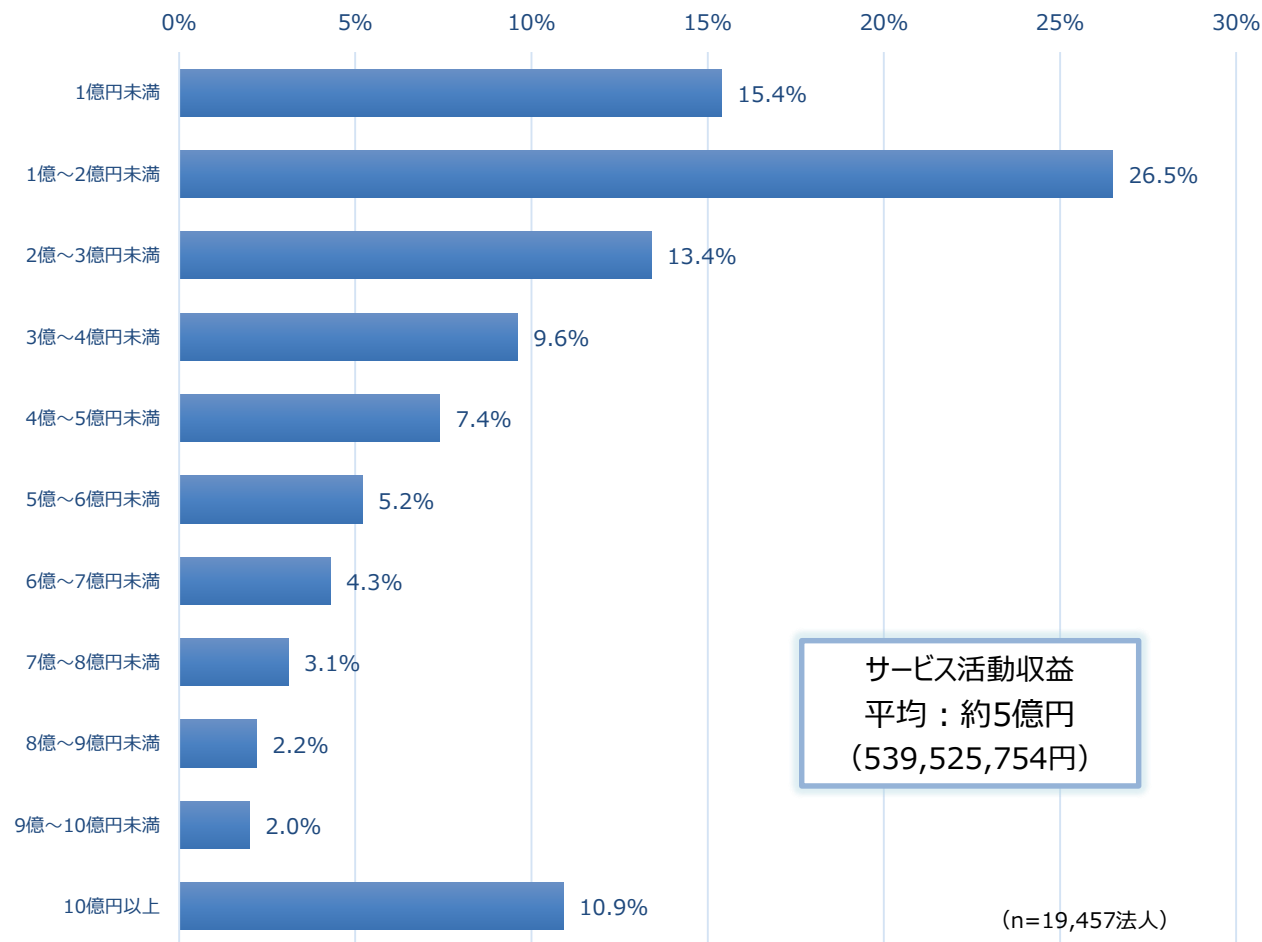
(法人数：法人)



- ・ 36年～40年（2,583法人）が最も多く、次いで、11年～15年（2,340法人）、41年～45年（2,249法人）と続いている。

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



- ・ 1億～2億円（26.5%）が最も多く、次いで、1億未満（15.4%）、2億～3億円（13.4%）と続いている。
- ・ また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

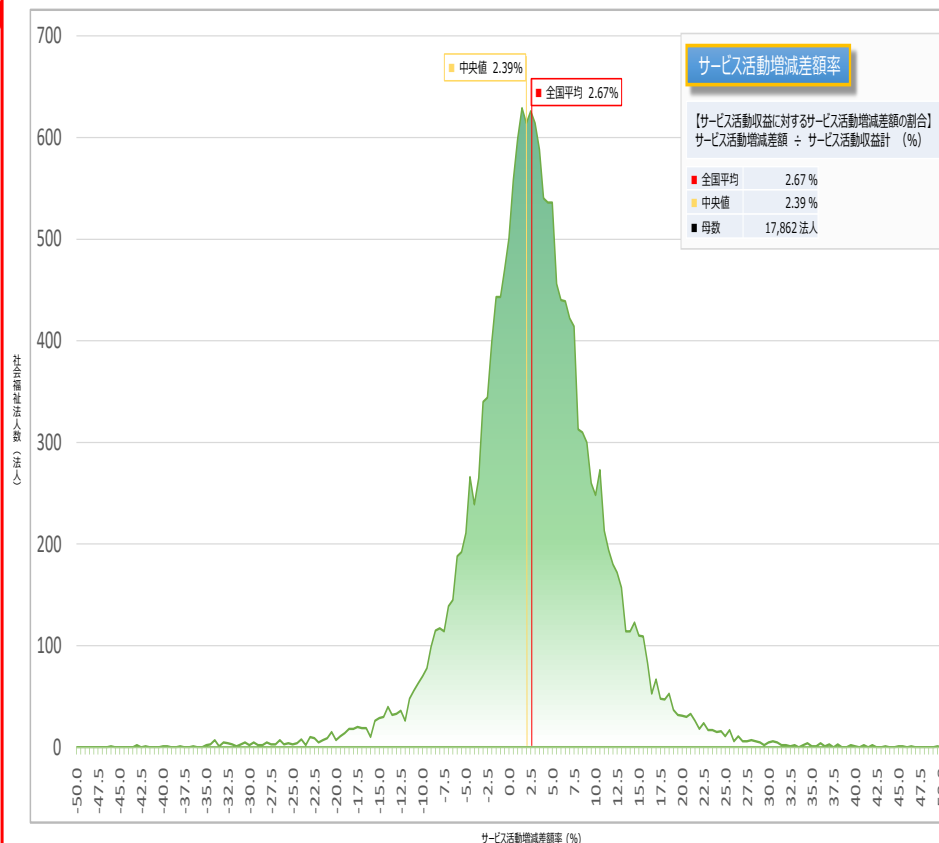
2-2. 社会福祉法人の経営状態 (全国平均)

① 指標名をクリック

経営指標	
経営状態	収益性
	サービス活動増減差額率
	経常増減差額率
	職員一人当たりサービス活動収益
	安定性・継続性
	短期
	流動比率
	当座比率
	安定性
	現金預金対事業活動支出比率
	純資産比率
	長期
	純資産比率 (正味)
	継続性
	固定長期適合率
	固定比率
	借入金比率
	借入金償還余裕率
	借入金償還余裕率 (正味)
	資金
	繰り
	債務償還年数
	事業活動資金収支差額率
	事業未収金回転期間
	事業未払金回転期間
	合理性
	人件費比率
	人件費・委託費比率
	事業費比率
	事務費比率
	費用
	支払利息率
	付加価値率
	減価償却費比率
	国庫補助金等特別積立金取崩額比率
	正味金融資産額
	正味金融資産額・減価償却累計額比率
	資産
	固定資産老朽化率
	総資産経営増減差額率
	効率性
	事業用固定資産回転率
経営自立性	自己収益比率

サービス活動増減差額率

全国平均	2.67%
中央値	2.39%
母数	17,862法人



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

(参考) 社会福祉施設等における経営主体の参入の状況

区分	保育所等	障害分野	介護分野
総計	27,137 (100.0%)	140,283 (100.0%)	149,078 (100.0%)
行政	8,716 (32.1%)	2,518 (1.8%)	1,914 (1.3%)
社会福祉協議会	—	6,126 (4.4%)	4,861 (3.3%)
社会福祉法人	14,493 (53.4%)	41,137 (29.3%)	38,805 (26.0%)
その他	3,928 (14.5%)	90,502 (64.5%)	103,498 (69.4%)
（医療法人）	15 (0.1%)	4,076 (2.9%)	25,885 (17.4%)
（公益法人・日赤）	56 (0.2%)	508 (0.4%)	846 (0.6%)
（営利法人）	1,686 (6.2%)	59,631 (42.5%)	67,866 (45.5%)
（その他）	2,171 (8.0%)	26,287 (18.7%)	8,901 (6.0%)

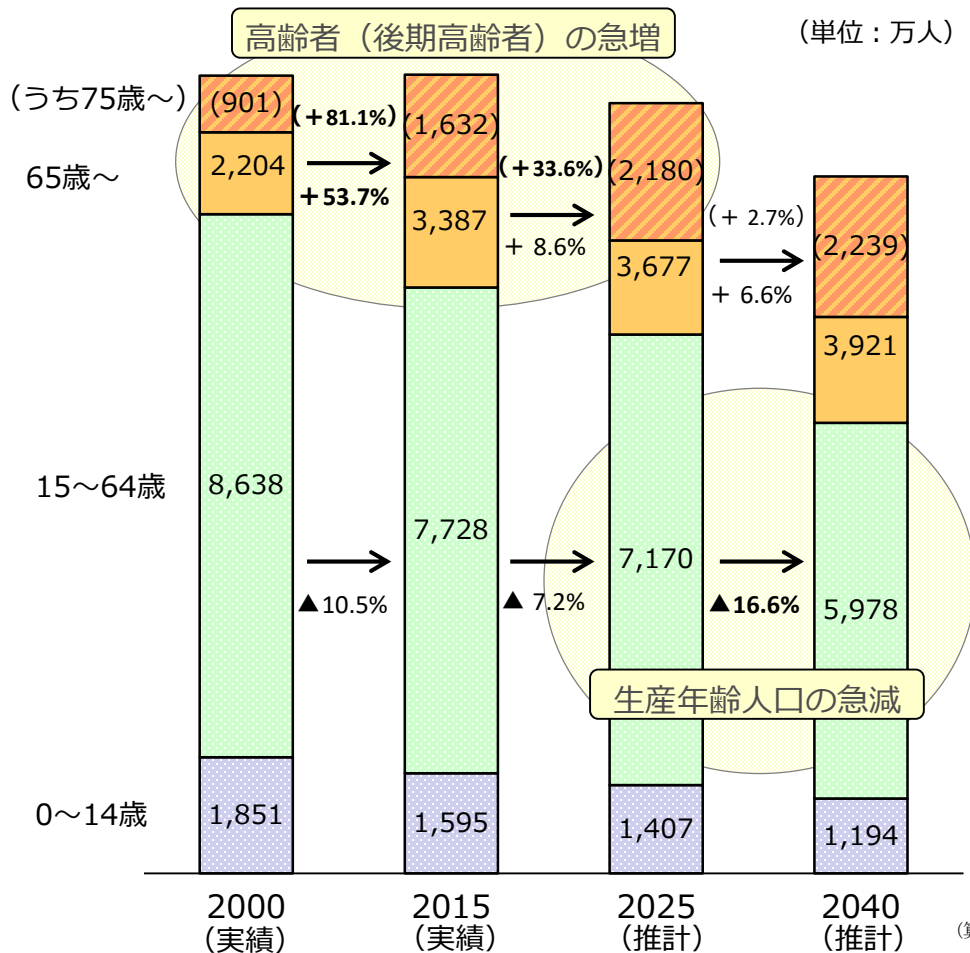
※ 保育所等・障害分野：平成29年社会福祉施設等調査（平成29年10月1日現在）より抽出
 介護分野：平成29年介護サービス施設・事業所調査（平成29年10月1日現在）より抽出

2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

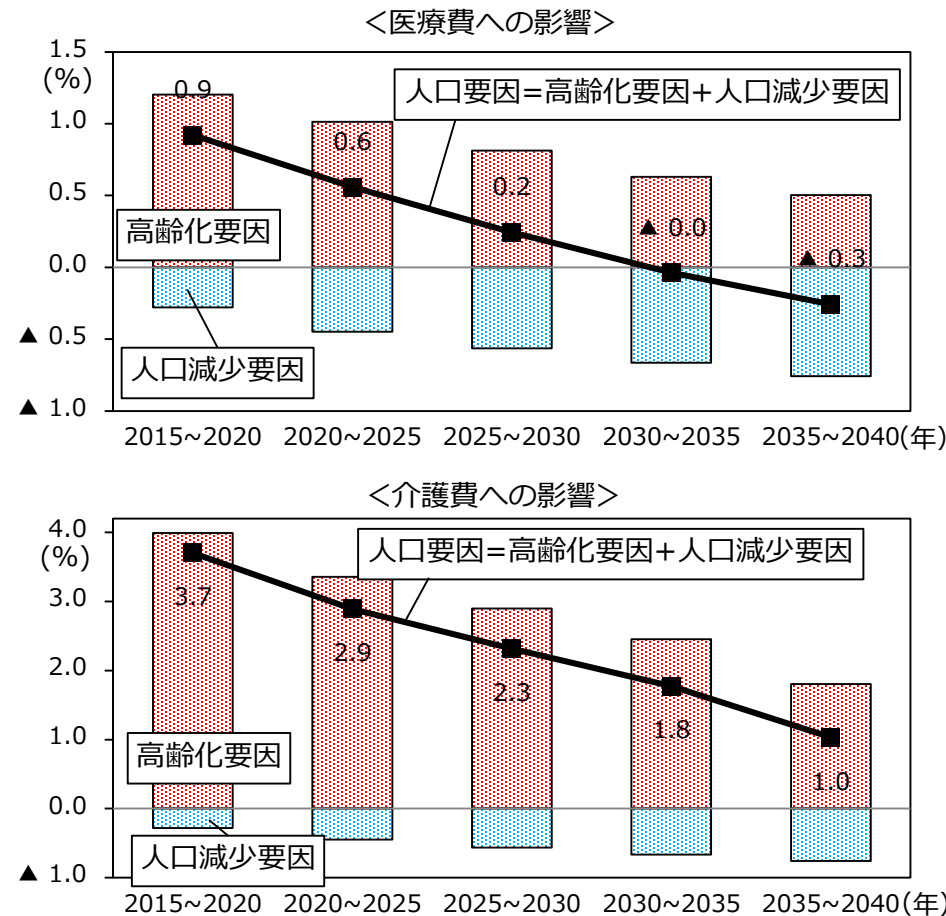
平成30年4月12日
経済財政諮問会議
加藤勝信臨時議員提出資料

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。
- 人口構造の変化の要因が医療・介護費の増加に及ぼす影響は、2040年にかけて逡減。

【人口構造の変化】



【人口構造の変化が医療・介護費に及ぼす影響】



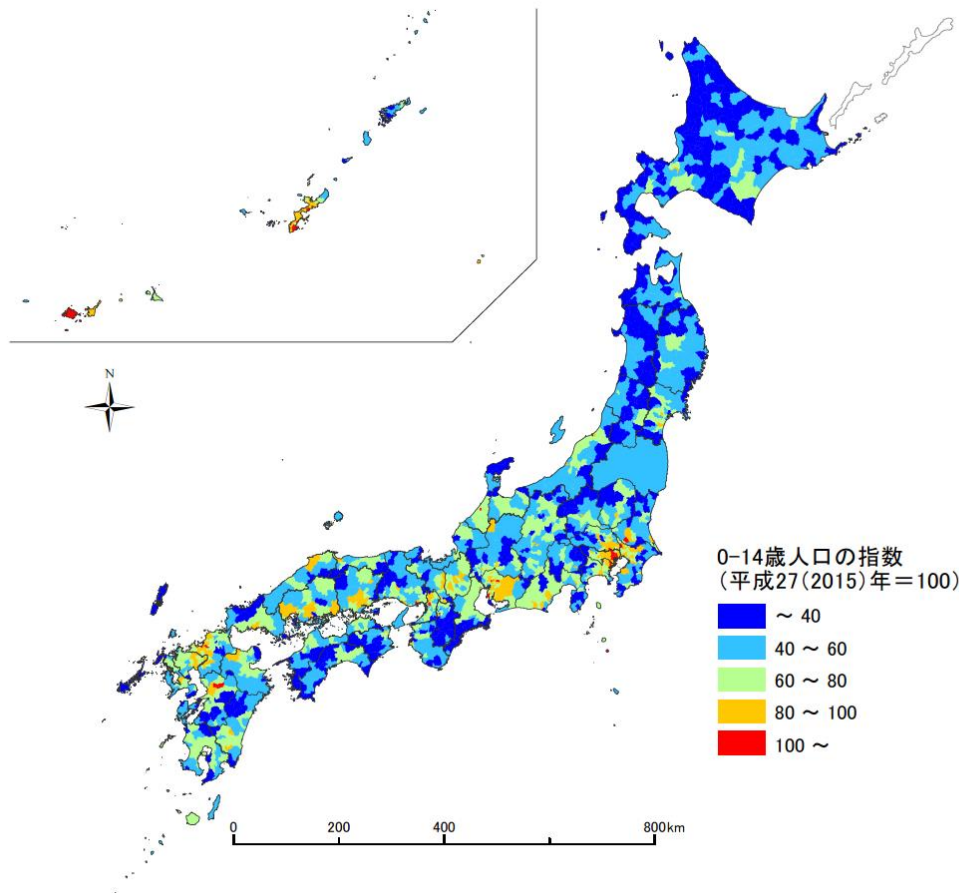
(算出方法) 年齢階級別1人当たり医療費及び介護費の実績と将来の年齢階級別人口を元に、年齢階級別1人当たり医療費・介護費を固定した場合の、将来の年齢階級別人口をベースとした医療費及び介護費を算出し、その伸び率を「人口要因」による伸び率としている。その上で、総人口の減少率を「人口減少要因」とし、「人口要因」から「人口減少要因」を除いたものを、「高齢化要因」としている。
(使用データ) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」「介護給付費等実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(参考) 地域別の少子高齢化の進展

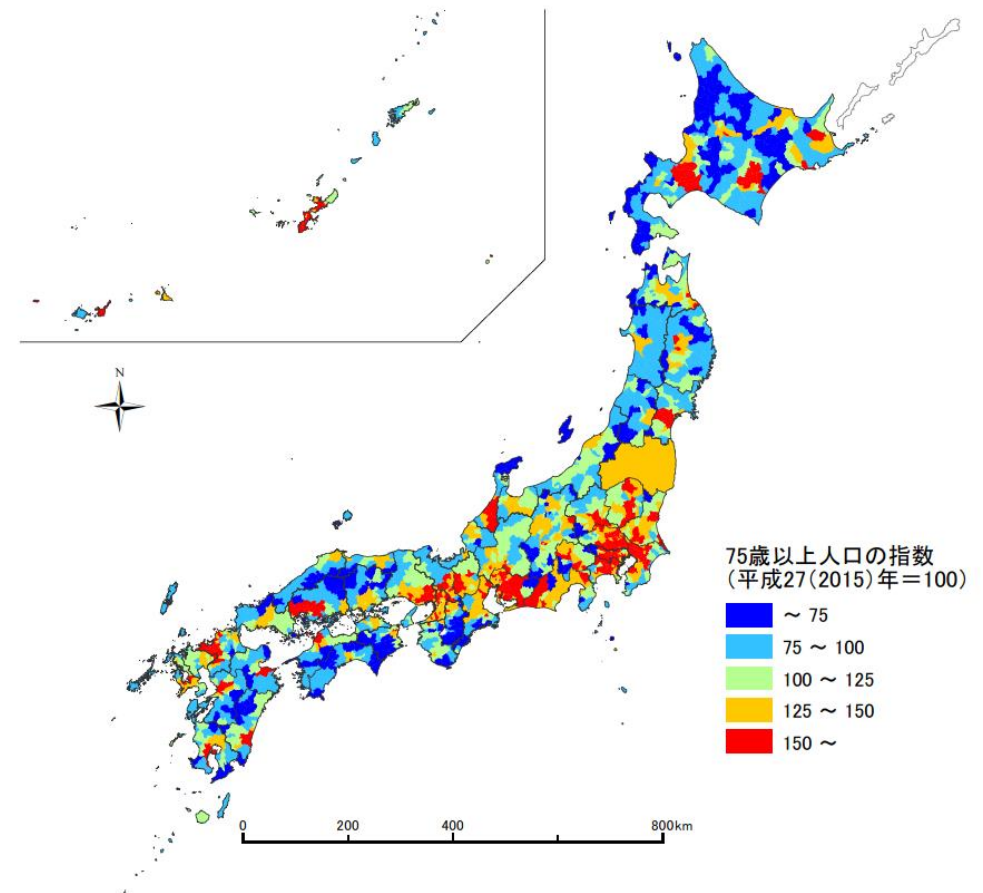
○2015年と比較して2045年の人口は、15歳未満は約19%減少し、75歳以上は約40%増加すると推計される。

○15歳未満の人口は全国的に減少する傾向。75歳以上の人口は大都市とその郊外を中心に増加する傾向にある一方で、北海道、四国、中国、東北では減少する市区町村の割合が高い。

○15歳未満の人口の指数



○75歳以上の人口の指数



※出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)

1. 社会福祉法人の現状について

2. 社会福祉法人制度改革について

3. 社会福祉法人会計基準の現状について

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

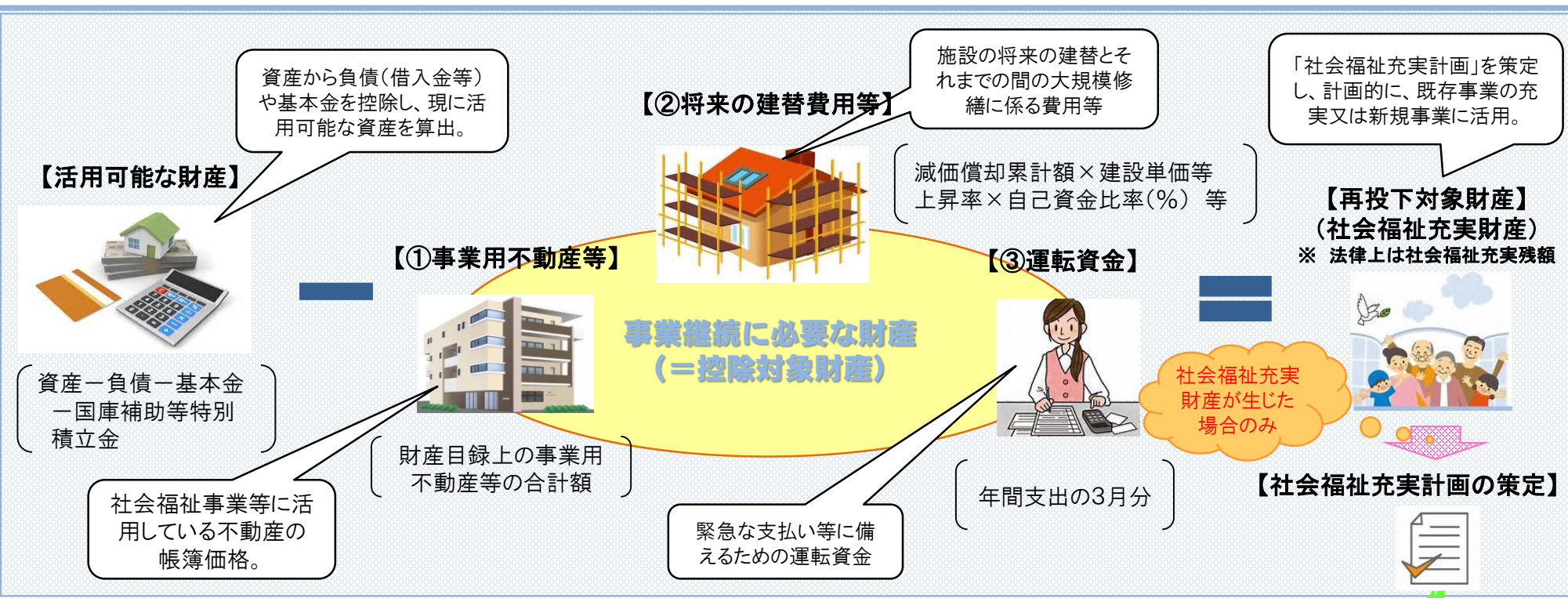
5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

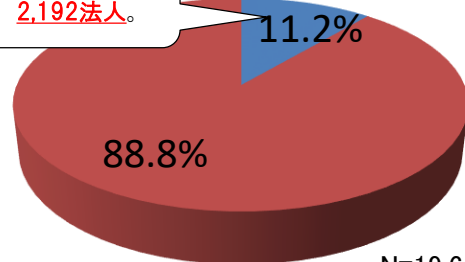
第3順位：公益事業

平成30年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成30年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、平成30年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（平成31年1月時点有効回答：19,652法人/20,838法人）

1. 社会福祉充実財産の有無

充実財産あり法人は、**2,192法人**。



N=19,652法人

■ 充実財産あり 2,192 ■ 充実財産なし 17,460

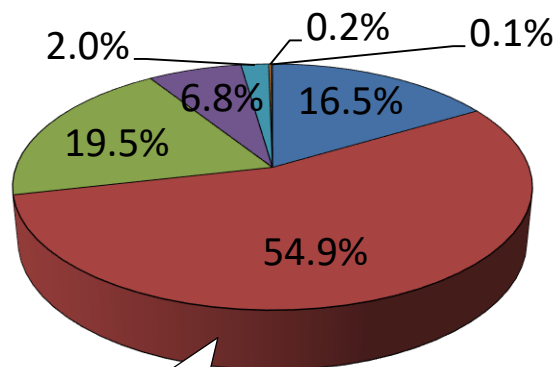
2. 社会福祉充実財産が生じた法人の当該財産の総額

N=2,192法人

全国の社会福祉充実財産の総額

4,939億円

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



N=2,192法人

収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,204法人**。

■ 1億円以下 ■ 1億円超～5億円以下
 ■ 5億円超～10億円以下 ■ 10億円超～20億円以下
 ■ 20億円超～50億円以下 ■ 50億円超～100億円以下
 ■ 100億円超

4. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

※複数回答可

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,687	122	109	4,918
95.3%	2.5%	2.2%	

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	650	13.2%
職員給与、一時金の増額	589	12.0%
研修の充実	435	8.8%
既存事業の定員、利用者の拡充	82	1.7%
既存事業のサービス内容の充実	324	6.6%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	379	7.7%
既存施設の建替、設備整備	1,977	40.2%
その他（職員の福利厚生）	138	2.8%
その他（上記以外）	344	7.0%
合計	4,918	

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、例えば、以下のような取組など、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。
- また、厚生労働省は、法人が「地域における公益的な取組」に一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、運用に係る解釈の明確化の通知を発出（平成30年1月）するとともに、平成30年度社会福祉推進事業により、実践事例の収集・分析等を行い、実践の方向性等について現場への周知等を実施。

（制度外サービスの創出）

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

（各種相談窓口の設置）

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

（移動支援）

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

（地域住民に対する普及啓発）

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

（地域住民相互の交流支援・ニーズ把握）

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

神田 浩之	京都府健康福祉部介護・地域福祉課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会	藤井賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
	社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
柴 毅	日本公認会計士協会常務理事	松山 幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
(座長) 田中 滋	埼玉県立大学理事長	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会副委員長
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構経営 サポートセンターシニアリサーチャー	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会社会福祉法人改革対策本部長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事		

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年4月19日(金)	社会福祉法人制度の現状と課題等
(第2回) 2019年5月15日(水)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年6月中旬(予定)	論点整理案

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は福祉基盤課において行う。

※ 本検討会のほか、事業展開等に関する会計処理等について、別途公認会計士による検討会を設置予定。

検討が必要な事項等②

<全体の方向性>

- 人手不足などの問題が深刻化する中で、社会福祉法人が地域における多様な福祉ニーズへの対応や、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現等に向けた取組等を進めるため、経営の協働化や大規模化に取り組むことは有効ではないか。

<具体的方策>

- 希望する法人において、社会福祉法人の経営の協働化や大規模化に取り組みやすいよう、これまでのヒアリングでの指摘等を踏まえ、それぞれ次の取組を進めてはどうか。
 - ・ 所轄庁が合併等の手続きに疎い → 希望法人向けのガイドラインを策定(改定)
 - ・ 合併等の相手方を見つけることが困難である → 希望法人向けのマッチング支援の拡充
 - ・ 合併等に当たっての会計処理に不明点がある → 会計専門家による検討会で整理
- 社会福祉法人が法人間連携により、社会福祉事業や地域における公益的な取組等を推進していくため、地域医療連携推進法人のような、社会福祉法人が主体となった連携法人制度があった方が良いか。

1. 社会福祉法人の現状について

2. 社会福祉法人制度改革について

3. 社会福祉法人会計基準の現状について

1. 社会福祉法人会計基準の概要

社会福祉法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）及び省令を受けて定められた関係通知に基づき、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）並びに財産目録を作成しなければならないこととされています。

これらは、社会福祉法人が行うすべての施設や事業について適用されます。

社会福祉法人会計基準の内容

第1章 総則（第1条―第2条の3）

第2章 会計帳簿（第3条―第6条）

第3章 計算関係書類

第1節 総則（第7条―第11条）

第2節 資金収支計算書（第12条―第18条）

第3節 事業活動計算書（第19条―第24条）

第4節 貸借対照表（第25条―第28条）

第5節 計算書類の注記（第29条）

第6節 附属明細書（第30条）

第4章 財産目録（第31条―第34条）

附則

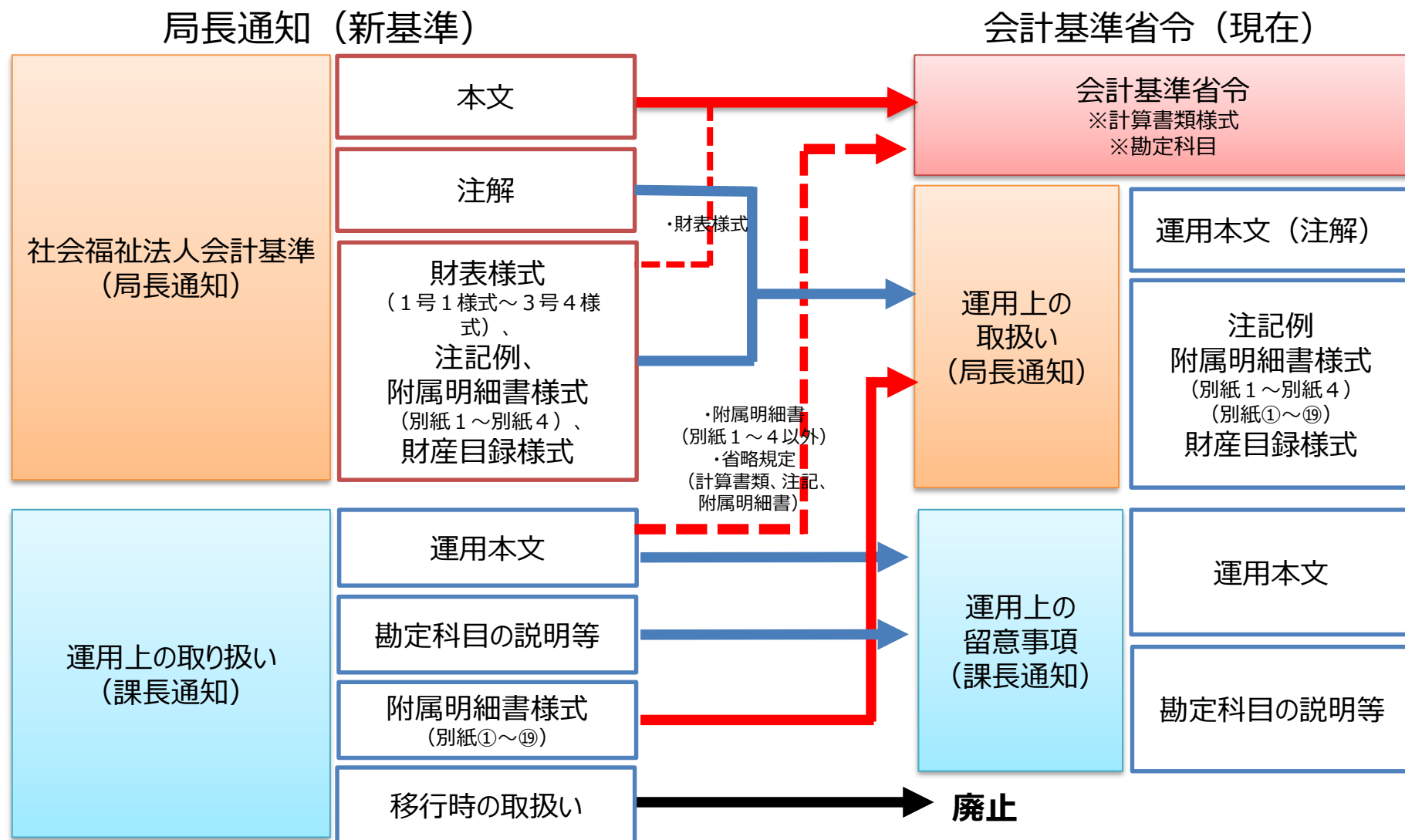
2 - 1. 社会福祉法人会計の基準の改正の経緯（1）

社会福祉法人会計の基準は、社会福祉法人を取り巻く制度改革や利害関係者からの要請等を受け、次のように改正されてきました。

- ◆ 局長通知（旧基準 平成12年2月17日（社援第310号。大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
 - ・ 会計単位を施設単位から法人単位に一本化し、法人制度共通の会計基準として定めた
 - ・ この局長通知以外に施設種別等ごとの様々な会計ルールが併存し、事務処理が煩雑
 - ・ 複数の会計ルールに準拠して法人全体の計算書類が作成されているため、法人全体の財務状況の把握が困難であり、経営分析に活用できない
- ◆ 局長通知（新基準 平成23年7月27日雇児発、社援発、老発第0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
 - ・ 事務の簡素化・効率化を目的とした施設等種別等ごとの様々な会計ルールを統一
 - ・ 「社会福祉法人会計基準検討委員会」（公認会計士により構成）が検討
 - ・ 企業会計原則等、公益法人会計基準（平成20年4月策定）を参考にした、利害関係者に分かりやすい会計処理及び計算書類様式
 - ・ 平成27年度から全ての法人に移行を義務付け
- ◆ 省令（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正平成31年3月29日厚生労働省令）
 - ・ 社会福祉法人制度改革の一環として、省令に格上げし、基本的な枠組みを整理

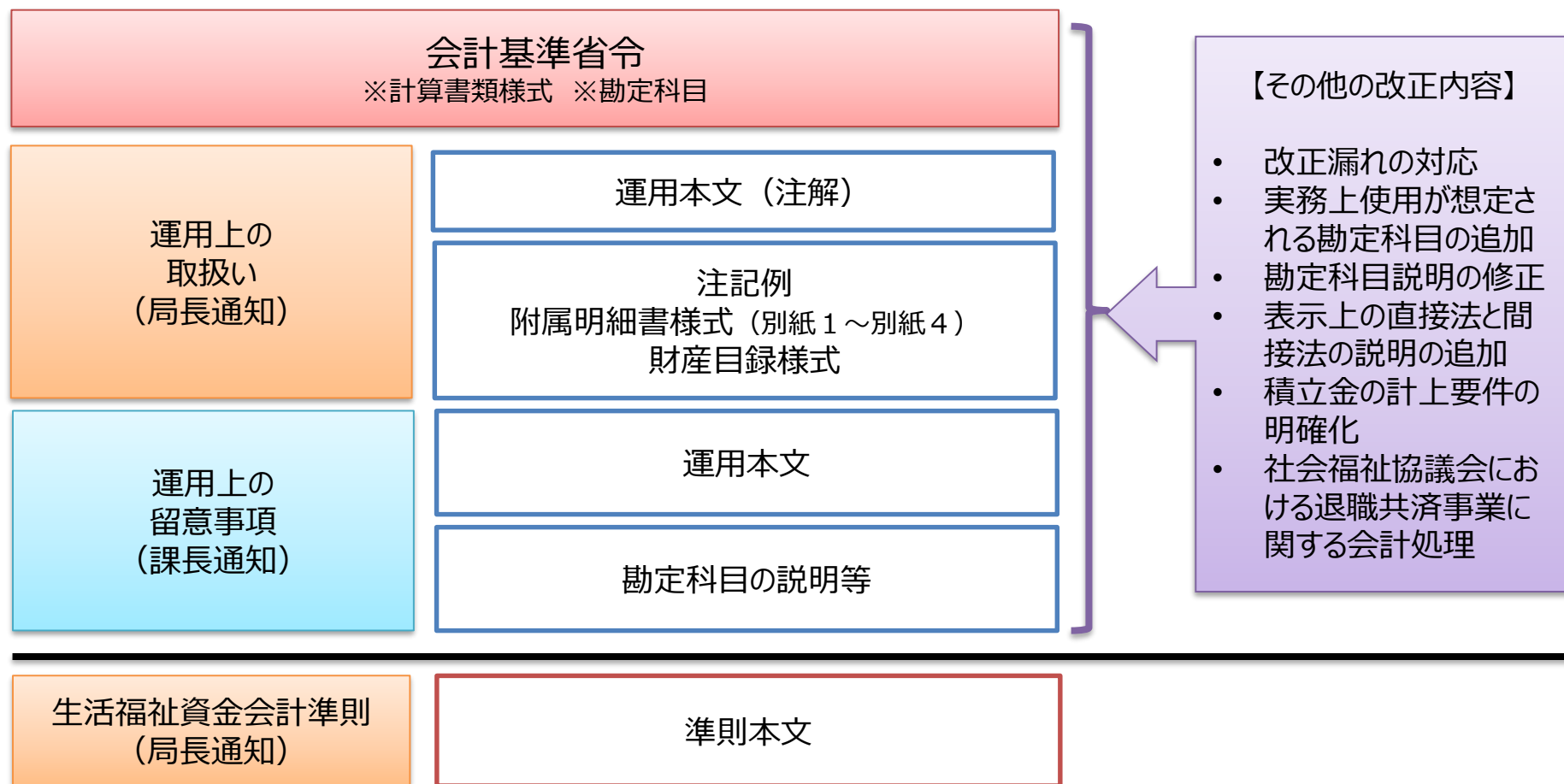
2-2. 社会福祉法人会計の基準の改正の経緯 (2)

省令に格上げした時に整理した基本的な枠組みは以下の通りです。



2－3．社会福祉法人会計の基準の改正の経緯（3）

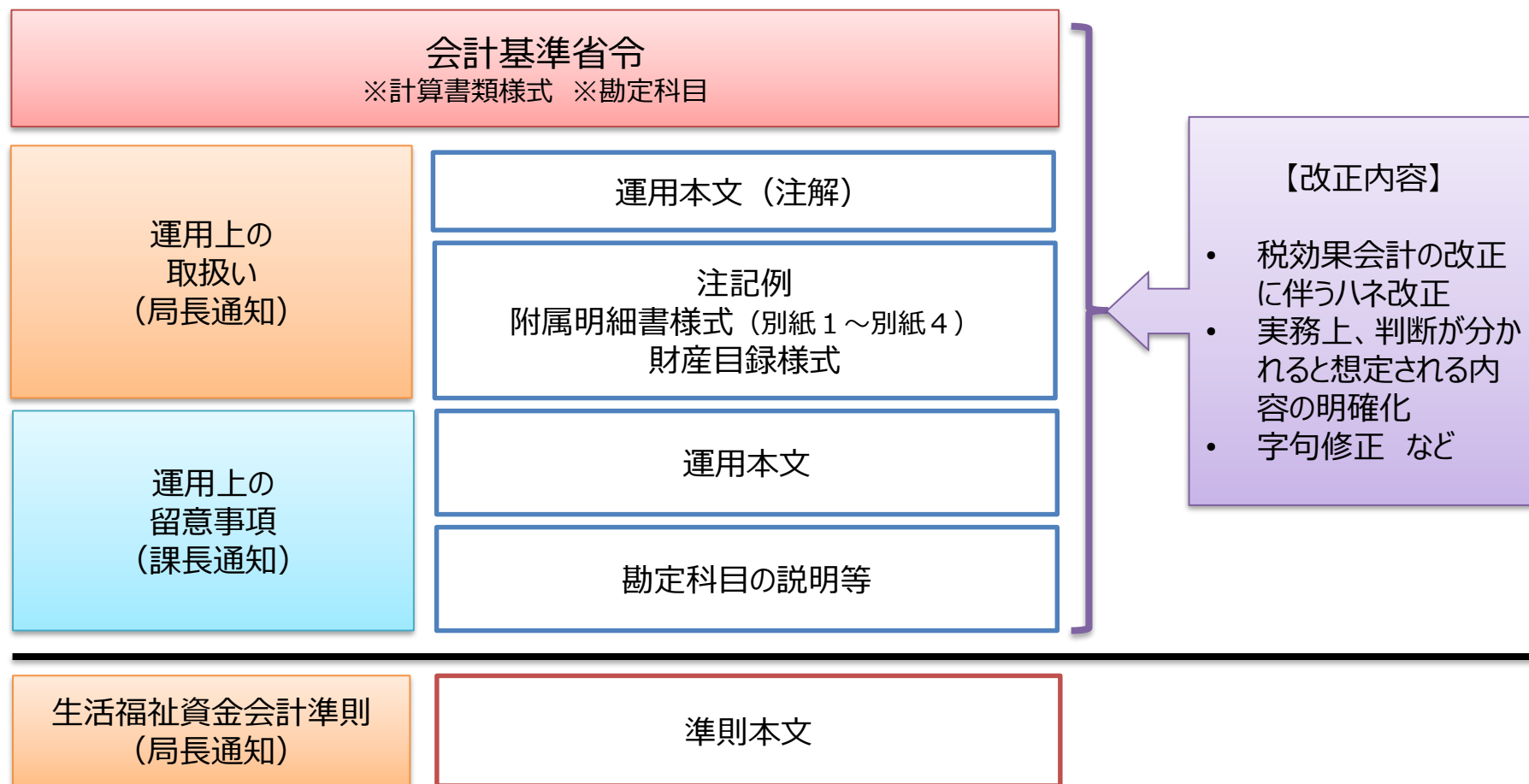
平成30年3月の社会福祉法人会計の基準の改正内容は以下の通りです。



※ その他、全国社会福祉協議会が作成した「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方」「社協版モデル経理規程」が実務上参照されている。

2－4．社会福祉法人会計の基準の改正の経緯（４）

平成31年３月の社会福祉法人会計の基準の改正内容は以下の通りです。



※ その他、全国社会福祉協議会が作成した「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方」「社協版モデル経理規程」が実務上参照されている。